令和5年度第4回館山警察署協議会

1 開催日

令和6年2月28日(水曜日)

2 開催場所

館山警察署

- 3 出席者
 - ・協議会委員 8人 ・警察署 10人
- 4 業務報告
 - ・令和5年中における管内犯罪発生状況等について
 - ・令和5年中における管内交通事故発生状況等について
- 5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

(1)【質問】

先日、自宅に「古着があれば、買い取る」などといって古物の買い取り業を名乗る者が来た。少し話をしたら、「宝石類などもないか」などと話が進んだので、「古着くらいしかない」と言ったら、「じゃあ結構です」といって名刺も出さず、名前も名乗らずに帰って行った。怪しいと思ったが、こういった案件は管内で何件くらい発生しているのか。対処法や気をつけるべき点は何があるか。

【回答】

令和5年中における当署管内での相談件数は、概ね40件前後であり、そのうち古物の買取り業者に関する相談は、10件前後となっていますが、あくまで警察に通報されて把握している数字ですので、件数としてはごく一部であると思われます。

対処法としては、毅然とした態度で断ることです。しつこければ110番通報して 警察官を呼んでいただいて構いません。

また、商品によってはクーリングオフ制度の対象となる。書面の交付を受けた日か 8日以内に契約解除できます。ただし対象外の物もあるので、万が一不本意な契約を 結んでしまった場合は、消費者センター等への相談をおすすめします。

(2)【質問】

先日、商業施設内で、女子児童が痴漢被害に遭ったと聞いた。このような未成年の

児童が被害に遭う性被害のような事案は、どれくらい発生しているのか教えてほしい。

【回答】

令和5年中において、館山署管内における未成年者被害に係る性犯罪の認知検挙は ありません。

なお、性犯罪に至らない、女性等への声かけ事案や盗撮容疑事案等、いわゆる「前 兆事案」としては、13歳未満の女子児童を対象とするものについても、それ以外の 方を対象とするものについても、数件発生している状況です。

特に、13歳未満の女子児童を対象とする前兆事案を認知した場合、捜査活動と併せ、広報の必要性を判断した上で、市町村や教育委員会等の関係機への情報発信、ちば安全安心メール、見守り活動として学校周辺や通学路等のパトロールを実施することがあります。

(3)【質問】

先日車を運転していた際、横断歩道にいる歩行者に気がついたので手前で止まったところ、歩行者と私で譲り合いになり、結局自分の車が通行した後で歩行者が横断していた。そこで、横断歩行者妨害とならないためには、どのようなことに気をつけて運転すればいいのか教えてほしい。特に、見通しの悪い場所に横断歩道がある場合などでも、急ブレーキで止まらなければならないのだろうか。また、歩行者と譲り合いになったときはどうすればよいのか。

【回答】

運転者のルールとして、横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、横断する人や 自転車がいないことが明らか場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落と して進まなければなりません。

また、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければならない。

横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを通って前方に出る前に一時停止をしなければなりません。

また、横断歩道や自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所では、他の車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げ てはいけません。 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはいけません。

参考になりますが、道路標示で「横断歩道又は自転車横断帯あり」があります。簡単に申し挙げますと「ひし形」の路面標示、いわゆるダイヤマークと呼ばれているものがあります。これは前方に横断歩道等があることをあらかじめ示しているものです。

このような表示が有る場所の前方には横断歩道がありますので、運転する際は注意して頂ければ幸いです。

歩行者と譲り合いになった場合は、笑顔や手で合図するなどして歩行者を渡らせてください。それでも歩行者が譲って来た場合でも、ドライバーの方は譲ってあげれば歩行者が安全に渡れますのでよろしくお願いします。

(4)【質問】

街で運転していると、交差点等でウインカーも出さずに曲がっていく人が多く感じる。運転免許証の更新時講習などで、広報啓発活動としてこれについて注意喚起して もらえないだろうか。

【回答】

ご意見のとおり交差点等で、ウィンカーを出さないで曲がって行く人も中にはいます。ウィンカーを出さなければ合図不履行という違反にも該当しますので警察としては指導取締りをしております。

運転免許証の更新時講習についてですが、千葉県交通安全協会の講師により講習を してもらっています。講習の内容は、「更新時講習の講習科目及び時間割等に関する 細目」により、あらかじめ決められている内容の話をされていてます。

千葉県交通安全協会に確認したところ、地域の特性について講習で話すこともできるとのことですが、講習の時間が決められているので実情は難しいかもしれません。

ですので、警察として交通指導取締り、交通安全講話や様々な講話する機会を通じて注意喚起をして行きたいと思います。

7 答申等に対する措置結果

「令和5年度第3回警察署協議会における諮問事項に対する回答について」

【諮問事項】

地域の歩車分離式交差点について、付近の小学校側から通りに出る際の青信号の時間が短く、カルガモ走行で信号無視をする車が多数いる。違反が増え、かえって事故のもとになるのではないかと思うので、信号間隔の改善を求める。

【回答】

現在の交差点信号サイクルについては、過去様々な経緯を踏まえて何度も変更されて来ました。

これまで何度か押しボタン式の信号要望があり、その都度検討されておりますが、押しボタン信号にすることで、逆に渋滞を発生させる可能性があるという判断になっております。よって、その都度、信号サイクルの変更をしたことにより、現在に至っております。

信号サイクルについては、4サイクル、6パターンあり、平日、土曜日、休日の時間帯によってパターンが変更されています。

現在本部を交えて、時間帯で信号サイクルを変更することを検討しております。

8 その他

会長代理から、令和6年1月24日付、当県警察本部にて開催された「令和5年度警察署協議会」の開催結果について説明を受けた。



《館山警察署協議会の開催状況》